静岡市教育委員会規則第８号

　静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに制定する。

　　令和５年３月28日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　静岡市教育委員会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　教育長　赤堀　文宣

　　　静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則

　静岡市立高等学校学則（平成19年静岡市教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

　目次中「・第43条」を「―第43条」に改める。

　第42条の次に次の１条を加える。

　（成年に達している場合の特例）

第42条の２　この規則の規定により保護者との連署を要する手続を成年に達している者がする場合にあっては、当該規定にかかわらず、教育長が特に必要があると認めるときを除き、保護者の署名は要しないものとする。

　様式第１号中「保護者と連署して」を「次のとおり」に改める。

　様式第２号、様式第４号及び様式第５号中「保護者と連署の上」を「許可されるよう」に改める。

　様式第10号中「保護者との連署の上」を削る。

　　　附　則

　この規則は、令和５年４月１日から施行する。